

使用料・手数料の見直し指針

平成27年10月

名取市

目 次

- 1 使用料・手数料の見直しの基本的な考え方・・・1
- 2 見直しの対象となる使用料・手数料の考え方・・・2
- 3 原価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 4 受益者負担割合の考え方・・・・・・・・・・5
- 5 使用料・手数料の算定方法・・・・・・・・・・7
- 6 その他の取扱いについて・・・・・・・・・・9

1 使用料・手数料の見直しの基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

行政サービスの主な財源は公費である市民の皆さまに納めていただいている税金で賄われていますが、全ての行政サービスを公費だけで賄うことは困難です。

そこで、行政サービスのうち公民館や体育館などの施設を提供するサービスについては、地方自治法第225条の規定により、使用料を徴収することができるかとされています。

また、証明書を発行するといった個人の必要によってサービスを提供するものについては、地方自治法第227条の規定により、手数料を徴収することができるかとされています。

サービスを利用された方（受益者）から見れば、使用料・手数料は当然安ければ安いほど、喜ばしいものですが、使用料・手数料がサービスの提供に必要な費用を下回れば下回るほど、その不足分は公費である税金で賄うことになり、サービスを利用されない方（非受益者）にも費用を課すことになります。

行政サービスを提供するのに必要な経費を賄うためには公費だけではなく、サービスを利用された方（受益者）に應分の負担をいただくことにより、サービスを利用されない方（非受益者）との負担の公平性が確保されることになります。

(2) 算定方法の明確化

行政サービスを提供するにあたり、受益者に應分の負担を求めるためには、サービスの提供に必要な原価（コスト）を的確に把握し、算定根拠を明確にする必要があります。

そこで、使用料・手数料の見直しにあたってはサービスの原価（コスト）を基本とする共通の算定方法を定め、透明性を確保する必要があると考えます。

地方自治法抜粋

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2 見直しの対象となる使用料・手数料の考え方

見直しの対象とする使用料・手数料については、基本的に市の条例に規定されているものすべてを対象としますが、下記の要件に該当する使用料・手数料については本指針による対象から除きます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法令等により算定方法が定められているもの
（戸籍関係証明書、臨時運行許可申請、消防関係手数料、みのり園等）② 企業会計により独立採算を前提とするもの
（下水道関係、水道関係）③ 国や県、その他の基準により算定しているもの
（公共物使用料、道路占用料等） |
|--|

3 原価の考え方

サービスの提供に必要な費用を受益者に負担していただくためには、算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。サービスの提供には、業務に従事する人件費や、物品の購入等その他、施設の建設や施設を維持管理する修繕料も必要になります。今回の見直しにあたっては、施設の建設からサービスの提供に至るまで、どれくらいの費用が必要なのかを明らかにし、これを基に算定します。

(1) 原価に算定する費用

原価に算定する費用は、サービスの提供や施設の維持管理等に要する「人にかかる費用」と「物にかかる費用」とします。

分類	項目	内容
人にかかる費用	人件費	サービスの提供や施設の維持管理業務に従事する職員に要する費用
物にかかる費用	物件費 維持補修費 減価償却費	サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や、施設の修繕料、建物を建設した費用を耐用年数で除した費用

(2) 原価に算定しない費用

以下の費用については原価に含まないものとします。

費用	内容
土地の取得に要した費用	土地は年数の経過によって資産価値が減少しないこと、施設を廃止した後も市の資産として残るため原価に算定しません。 ただし、借地代については他の使用料及び賃借料と同じと考え、原価に算定します。
一時的・臨時的に要した費用	災害等により一時的・臨時的に支出した費用は、通常のサービスを提供するのに直接関連しないため、原価に算定しません。
特定の個人の便益に要した費用	通常の施設使用以外に開催された教室・セミナー等の、特定の個人の便益に要した経費は、受益者のみに発生する経費であり、必要に応じて受益者から徴収すべきものと考え、原価には算定しません。
事業運営等に関する費用	施設によって、自主事業や推進・啓発事業等を実施している施設もありますが、これらにかかる費用については、施設の維持管理部分とは関連性がないため、原価には算定しません。

(3) 原価の算定方法

原価の算定にあたっては、直近の単年度の数値を用いるのではなく、原則として直近3年間の決算額の平均値を使用します。

ア 人件費の算定方法

使用料…使用料を算定する際の人件費については、各施設の平均人件費に維持管理業務に必要な人員を掛けたものを基に算定します。

$$\text{人件費} = \text{施設の平均人件費} \times \text{維持管理業務従事人数}$$

手数料…手数料を算定する際の人件費については、実際に事務に従事する一般職員から係長級までの平均人件費を基に算定します。

$$\text{人件費} = \text{職員平均人件費（一般職員から係長級）} \div \text{年間勤務時間（分）}$$

※年間勤務時間は、8時30分から17時15分までの時間から休憩時間を除いた勤務時間に、土・日・祝日・年末年始の休日を除いた日数を乗じたものとします。

イ 減価償却費の算定方法…減価償却費の算定方法は定額法とします。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \div \text{耐用年数}$$

※取得価格：建設費等から補助金等を控除した額とします。

耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく耐用年数とします。

主な建物の耐用年数表

用途	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	軽量 鉄骨造	木造
庁舎	50年	50年	38年	30年	24年
事務所	50年	50年	38年	30年	24年
体育館	47年	47年	34年	27年	22年
集会所・会議室	47年	47年	34年	27年	22年
公民館	50年	50年	38年	30年	24年

出典：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）

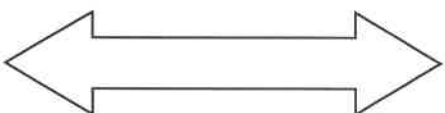
4 受益者負担割合の考え方

受益者負担割合は、原価を基にそれぞれ算定した使用料・手数料のうち、どこまでの範囲を受益者に負担をしていただくかの基準を設定するものです。

(1) 使用料の受益者負担割合

施設は、道路や公園のように日常生活を営む上で基本とも言える施設から、体育館や文化会館のような日常生活をより良くするために個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設もあります。日常生活を営むうえで基本とも言える施設は、公費で負担する割合が高くなると考えますが、逆に、個人の価値観や嗜好によって選択的に利用する施設は、利用された方に応分の負担を求めることが、利用されない方との負担の公平性を保つことができます。

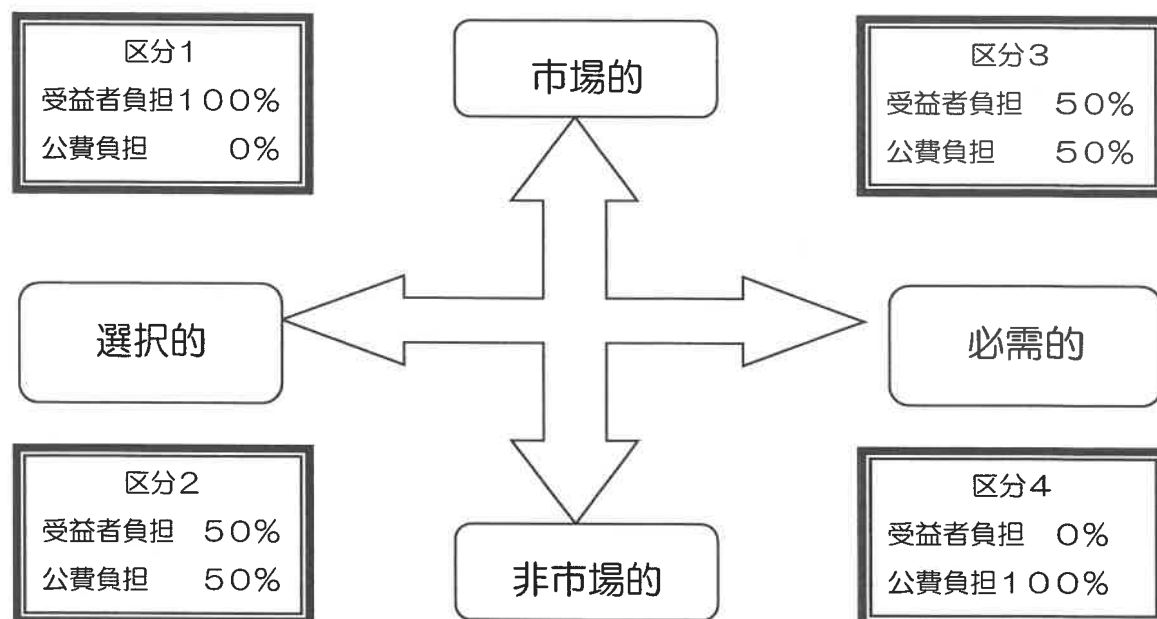
受益者負担を検討するにあたっては、その施設が「市場（民間）でも提供が可能かどうか」、「日常生活に必需的吗どうか」を視点に受益者と公費の負担割合を検討します。

	受益者負担の割合		
市場的 民間でも提供可能	高		低 非市場的 民間での提供困難
選択的 日常生活上、特定の 方が選択的に利用	高		低 必需的 日常生活上、大半の 方が基本的に利用

(2) 手数料の受益者負担割合

手数料については、特定の方の利益のために発生する事務ですので、受益者負担割合は100%を原則にすべきと考えます。

受益者負担割合の施設性格別分類



区分	受益者負担割合	説明／施設名
区分1	100%	民間で提供が可能であり、一部の方が利用する施設。基本的に受益者に原価を負担していただくもの。 【例】自転車等駐車場
区分2	50%	民間で提供が困難であり、一部の方が利用する施設。公費と受益者の双方で原価を負担するもの。 【例】市民活動支援センター、公民館、文化会館、有料公園施設、市民体育館、コミュニティプラザ
区分3	50%	民間で提供が可能であり、ほとんどの方が利用する施設。公費と受益者の双方で原価を負担するもの。
区分4	0%	民間で提供が困難であり、ほとんどの方が利用する施設。基本的に公費で原価を負担するもの。

※手数料の受益者負担割合は、100%とする。

5 使用料・手数料の算定方法

使用料・手数料の算定にあたっては、使用料、手数料ごとに統一的な算定方法により算定を行うこととします。ただし、施設の性格や利用形態によって、統一的な算定方法によることが適当ではないものについては、所管課において別途算定することとします。

(1) 使用料の算定方法

使用料の算定方法については、施設の利用形態によって算定方法を別に検討する必要があります。「貸切」と「個人」の2つの利用形態に分類し、それぞれ次の方法により算定するものとします。

ア 貸切利用施設…会議室やホールなどの、一定スペースを貸切で使用する場合

$$\begin{aligned} & \text{施設全体の原価} \div \text{貸出総面積} = 1 \text{ m}^2 \text{あたりの年間基準額} \\ & \quad \downarrow \\ & 1 \text{ m}^2 \text{あたりの年間基準額} \div \text{年間開館時間} = 1 \text{ m}^2 \text{あたりの時間基準額} \\ & \quad \downarrow \\ & 1 \text{ m}^2 \text{あたりの時間基準額} \times \text{室面積} \times \text{利用時間} = \text{一室あたりの基準額} \\ & \quad \downarrow \\ & \text{一室あたりの基準額} \times \text{受益者負担割合} = \boxed{\text{一室あたりの使用料}} \end{aligned}$$

※年間開館時間…条例上の利用可能時間に、休館日等を除いた実際に開館した日数を基に算定します。

イ 個人利用施設…個人でトレーニング室などの施設を使用する場合

$$\text{施設全体の原価（又は1室あたりの年間原価）} \div \text{年間利用者数} = \text{一人当たりの基準額}$$

$$\text{一人当たりの基準額} \times \text{受益者負担割合} = \text{一人当たりの使用料}$$

※1室あたりの年間原価…市民体育館の競技場、武道場、トレーニング室等は
一室を貸切で利用する以外にも、一般開放日として
利用者に開放しています。

個人利用施設の使用料を算定する際は、アの算定方
法を基に算定した競技場、武道場、トレーニング室
等の1日あたりの基準額に一般開放日に乗じたもの
を原価とします。

(2) 手数料の算定方法

手数料の算定方法については、1分あたりの職員平均単価に処理時間に乗じたも
のに、1件当たりの発行に係る物件費を加えたものとします。

$$(\text{職員平均分単価} \times \text{1件当たり処理時間}) + \text{1件当たり物件費} = \text{手数料}$$

※処理時間は、申請書等の受付から、証明書等の交付、料金受領までの作業時
間とします。

6 その他の取扱いについて

(1) 付属設備、備品、暖房加算等の使用料について

施設ごとに個別に設定している、付属設備等の使用料については、本指針とは別に所管課において算定します。

(2) 営利目的、入場料徴収、市外利用者等の使用料について

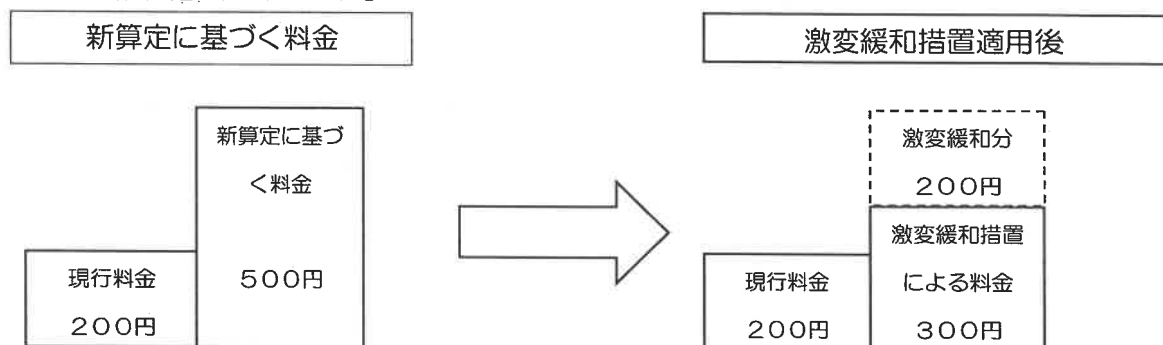
現在、各施設においてはその性格や利用形態を勘案して、営利目的等の場合の使用料を設定していますが、今後もそれらの使用料の設定については所管課において設定できるものとします。

(3) 激変緩和措置

改定額の設定にあたっては、本指針により算定した結果を基に見直しを行います。

しかし、算定結果が現行料金よりも著しく高額になった場合、市民負担が急激に増加し、施設の利用低下等を招くことも考えられるので、原則として改定額の限度を改定前の1.5倍を超えない範囲とします。

【激変緩和措置のイメージ】



(4) 端数処理等

使用料・手数料は、利用者の利便性及び料金の取扱い事務の効率化等の観点から、原価計算で算出された額の端数を切り捨て、原則100円単位とします。ただし、100円単位とすることが適当ではない場合その他必要がある場合は、100円以外の単位に調整できるものとします。

(5) 使用料・手数料の調整

使用料・手数料の設定にあたっては、利用率の低下を招く恐れがある場合など、施設の利用状況や、近隣類似施設・他の自治体の水準等を踏まえ、本指針に基づき算定した額をそのまま用いることが適当ではない場合は、所管課において合理的な範囲で改定額を調整できるものとします。

(6) 指定管理者制度導入施設の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料については、直営施設と同様に本指針に基づき算定を行いますが、見直し時期については指定管理者との調整を行ったうえで見直しを行います。

(7) 定期的な見直し

受益と負担の公平性を保つためには、定期的に料金を見直す必要があります。長期間見直しを行わないことは、負担の公平性を欠く懸念もあり、また、改定幅が大きく変動する恐れもありますので、原則5年ごとに見直しを行うこととします。